

特に優れた業績による返還免除申請について 質疑応答

■ よくある質問

<u>1. 特に優れた業績による返還免除の申請時期</u>	P 2	～	P 5	Q 1	～	Q 6
<u>2. 特に優れた業績による返還免除の業績について</u>	P 5	～	P 1 0	Q 7	～	Q 1 5
<u>3. 返還免除内定者について</u>	P 1 0	～	P 1 3	Q 1 6	～	Q 2 3
<u>4. 博士後期課程支援プログラム（SPRING等について）</u>	P 1 3	～	P 1 5	Q 2 4	～	Q 2 8
<u>5. 教員になった者に対する返還免除制度について</u> (教員返還免除制度)	P 1 6	～	P 1 8	Q 2 9	～	Q 3 8
<u>6. その他</u>	P 1 9			Q 3 9	～	Q 4 1

例⑥ 課程途中で休学があり、休学時に奨学金を辞退する場合

博士課程：2023年4月入学 2024年10月～2026年9月予定（休学） 2025年10月 奨学金辞退 2028年3月修了予定

⇒申請時期は2025年度となります。（2024年10月以降奨学金の貸与は休学により休止していますが、申請年度は辞退届を提出した2025年度となります。）

例⑦ 課程修了をせずに、留年・オーバードクター等最短修了年限後にも在学する場合

博士課程：2023年4月入学 2027年3月修了予定（2026年3月最短修業年限・2026年4月以降も課程満了せずに在籍）貸与期間 2023年4月～2026年3月

⇒申請時期は2025年度となります。ただし、博士課程の場合には博士課程の業績評価に関するガイドラインを満たしている業績が必要です。

例⑧ 一貫制博士での申請時期（博士前期相当課程修了時）

一貫制博士：2024年4月入学 2029年3月修了予定（最短修業年限での修了）／ 貸与期間 2024年4月～2027年3月（一貫制博士課程3年次修了時辞退）

⇒申請時期は2026年度となります。博士前期課程相当修了となる2025年度ではありません。

一貫制博士課程については、博士前期相当課程から自動的に博士後期相当課程に貸与が継続されます。このため、奨学金の辞退を行わない限り博士前期課程修了時の手続きは不要です。

Q-2

2025年3月末（2024年度末）で貸与を受けていた奨学金を辞退しましたが、本来申請すべき2024年度の返還免除申請を失念していました。2025年度の返還免除申請を行うことはできますか



返還免除申請は貸与終了年度にのみ行うことができます。該当する年度に申請しなかった場合には、その他の年度に申請することはできません。

Q-3

(修士課程・専門職学位課程対象) 2025年4月に修士課程に入学し、2025年4月～2026年3月までは、通常の第一種奨学金を申し込みましたが、2026年3月末に通常の第一種奨学金を辞退し、2026年4月～2027年3月は授業料後払い制度に申し込みを行う予定です。返還免除申請は2026年度に行うことになりますか。



授業料後払い制度と現行の第一種奨学金は同じ第一種奨学金ですが、変更の際には現に利用している奨学金を辞退して申し込む必要がある、奨学生番号が異なるなど、別の奨学金として管理されます。このため、通常の第一種奨学金の貸与期間である2025年4月～2026年3月までの分として2025年度に返還免除申請が必要となります。2026年4月～2027年3月の貸与については、改めて、2026年度に返還免除申請を行って頂く必要があります。また、返還免除申請の対象となる業績はそれぞれの貸与期間のみとなります。

Q-4

(修士課程・専門職学位課程対象) 2025年4月に修士課程に入学し、返還免除内定者として認定されています。2025年4月～2026年3月までは、通常の第一種奨学金を申し込みましたが、2026年3月末に通常の第一種奨学金を辞退し、2026年4月～2027年3月は授業料後払い制度に申し込みをする予定です。返還免除申請は2025年度に行うことになりますか。



授業料後払い制度と現行の第一種奨学金は同じ第一種奨学金ですが、変更の際には現に利用している奨学金を辞退して申し込む必要がある、奨学生番号が異なるなど、別の奨学金として管理されます。このため、返還免除内定制度の適用も、授業料後払い制度と通常の第一種奨学金とは別になり、一旦辞退した年度で返還免除申請を行う必要があります。この事例であれば、一旦2025年度に内定者として返還免除申請を行い、2026年度には再度返還免除申請を行う必要があります。ただし、2026年度の申請は、返還免除内定者としての適用は受けません。また、それぞれの貸与期間で特に優れた業績をあげる必要があります。

Q-5

修士課程で第一種奨学金の奨学金の貸与を受けていましたが2025年9月に修了し、博士課程に2025年10月から進学し、第一種奨学金の貸与を受けています。2026年度に日本学術振興会の特別研究員に採用内定されたため、2025年度末で奨学金を辞退します。この場合、2課程の返還免除申請はできますか



それぞれの課程区分で同一年度で貸与が修了しており、特に優れた業績を上げていれば、同一申請年度であっても2課程への返還免除申請は可能です。ただし、それぞれの貸与期間内において、該当する業績が必要となります。

Q-6

以前博士課程に在籍し、返還免除申請認定を受けました。さらに研究を深めるために再度京都大学の博士課程に進学し、第一種奨学金の再貸与を受けています。この場合、2回目の返還免除申請となりますが、申請可能でしょうか



返還免除申請対象外に該当する事由がなければ、申請回数の制限はありませんので、2回目の返還免除申請も可能です。

2. 特に優れた業績による返還免除の業績について

Q-7

特に優れた業績に該当する業績の期間はいつになりますか



各課程における日本学生支援機構の第一種奨学金の**貸与期間**において、該当する業績を1つ以上あげていることが条件となります。

課程途中で奨学金を辞退した場合は、課程途中から貸与を開始した場合には、課程在籍期間ではなく、貸与を開始した期間から貸与終了期間までが対象となりますので、注意してください。

例① 最短修業年限で課程を修了し、その期間が奨学金の貸与期間であった場合

貸与期間 2024年4月1日～2026年3月31日 修士課程：2024年4月入学 2026年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2024年4月1日～2026年3月31日です。

例② 課程途中で奨学金を辞退する場合

貸与期間 2024年4月1日～2025年9月30日（途中辞退）修士課程：2024年4月入学 2026年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2024年4月1日～2025年9月30日です。

例③ 課程途中から貸与を開始する場合。

貸与期間 2024年4月1日～2026年3月31日（※） 博士課程：2023年4月入学 2026年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2024年4月1日～2026年3月31日

例④ 修業年限の期間で休学期間を挟む場合

貸与期間 2023年4月～2025年9月 2024年4月～2025年3月休学（＝第一種奨学金は休止） 在籍課程：修士課程（2023年4月～2026年3月）

⇒対象となる業績の期間は、休学期間を含む貸与期間である2023年4月1日～2025年9月30日です。

例⑤ 併用貸与者で貸与期間が異なる場合

貸与期間 第一種奨学金：2025年4月～2026年3月 第二種奨学金：2024年4月～2026年3月

修士課程：2024年4月入学 2026年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、第一種奨学金の貸与期間となる、2025年4月～2026年3月のみです。

以下、一貫制博士課程

例⑥ 貸与期間 2021年4月～2026年3月 一貫制博士課程：2021年4月入学 2026年3月課程修了予定

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2021年4月1日～2026年3月31日です。（博士後期課程の区分で申請）

また、返還免除の対象となる貸与額についても、2021年4月1日～2026年3月の期間の貸与総額となります。

例⑦ 貸与期間 2024年4月～2026年3月 一貫制博士課程：2024年4月入学 2026年3月博士前期課程相当修了

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2024年4月～2026年3月です。（博士前期課程の区分で申請）

また、返還免除の対象となる貸与額についても、2024年4月1日～2026年3月の期間の貸与総額となります。

例⑧ 貸与期間 2025年4月～2026年3月 一貫制博士課程：2022年4月入学 2027年3月課程修了予定

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2025年4月～2026年3月です。（博士後期課程の区分で申請）

博士前期課程相当期間となる、2022年度～2023年度、博士後期課程相当となる、2024年度の実績は記載することができません。

例⑨ 貸与期間 2023年4月～2026年3月 一貫制博士課程：2022年4月入学 2027年3月課程修了予定

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2023年4月～2026年3月です。（博士後期課程の区分で申請）

博士前期課程相当の2022年度の実績は記載することができません。

Q-8 特に優れた業績に記載する該当する業績の対象範囲はどれになりますか



Q-7に記載しているとおり、**貸与期間中の業績であって、対象となる業績のうち1個の業績が必要です。**

対象業績に関しては、別表1を参照してください。

なお、博士課程については、**「博士課程の業績評価に関するガイドライン」**に沿った業績が必要となります。

【対象とならない業績の具体例の一例】

- ・博士課程【一貫制博士課程における博士後期課程相当を含む】における修士課程の学位論文等
- ・貸与期間中にアクセプトされていない査読付き論文
- ・貸与期間中にアクセプトはされているが、貸与期間中に論文の校正・加筆等を行っておらず業績と判断できない査読付き論文
(例) 最終論文提出日：2025年3月31日 論文アクセプト日：2025年4月3日 貸与開始期間：2025年4月～
- ・貸与期間中に公開はされているが、論文アクセプト日が貸与期間前となっており、貸与期間中に論文の加筆等を行っておらず業績と判断できない査読付き論文
(例) 論文アクセプト日：2025年3月30日 論文公開日：2025年6月1日 貸与開始期間：2025年4月～
- ・課程在籍中に学会発表は行ったが、発表時点では奨学金を辞退している場合
(例) 学会発表日 2025年12月15日 貸与開始期間：2024年4月～2025年9月 修業年限：2024年4月～2026年3月
- ・ボランティア活動やスポーツの競技会での業績はあるが、専攻分野に関連していない業績
- ・専攻分野に関連した研究又は教育に係る教育に係る補助業務の実績はあるが、貸与期間中に従事していない補助業務
- ・修士課程在学中に、博士課程進学時の特別研究員あるいはSPRINGに内定した場合において、「日本学術振興会の特別研究員に採用、または民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退」とする業績

Q-9 特に優れた業績として記載する業績はどの程度、記載すべきでしょうか



特に優れた業績として、記載する業績は、記載件数自体が業績判定に影響を受けることはなく、記載されている業績内容が重要です。研究論文や学会発表などの業績で重複した内容を記載される申請者がいますが、記載されている量で判定されることはありません。

Q-10 博士課程において、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に該当する業績をあげることができませんでした。返還免除申請することはできますか



博士課程においては、博士課程の業績評価に関するガイドライン、つまり業績の種類「学位論文その他研究論文」において、指定された条件を満たすことあるいは返還免除内定者として申請条件を満たしていることが返還免除申請の条件となります。返還免除内定者でない場合には、「学位論文その他研究論文」において、指定された業績をあげていない場合には申請資格はありません。

Q-11 博士課程において、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に該当する業績をあげましたが、他の業績については、申請書に記載不要でしょうか。



博士課程においては、博士課程の業績評価に関するガイドライン、つまり業績の種類「学位論文その他研究論文」において、指定された条件を満たすことが返還免除申請の条件となります。それ以外の項目についても、評価全体に関わることでありますので、博士課程の業績評価に関するガイドラインに該当しない業績についても、記載願います。

Q-12 査読付き論文雑誌に投稿しましたが、返還免除申請時点で掲載がされていません。特に優れた業績としてあげることはできませんか



査読付き論文については、貸与期間中にアクセプトされたことが確認できれば問題ありません。（ただし、アクセプトだけではなく、論文に対して加筆等行うなど、貸与期間中の業績が必要）申請書の研究論文の業績欄の⑤学術雑誌発行年月欄で論文アクセプト月を記載するとともに、提出する業績を証明する資料にも、わかるようにしてください。

Q-13 学会での発表において、プロシーディングを提出して査読を受け、要旨集として発行されました。こちらは研究論文・学会での発表どちらにも記載して構いませんか



学会でプロシーディングを纏めて刊行した場合でも学会での発表としてのみ整理してください。

Q-14 修士課程在学時に日本学術振興会の特別研究員の内定を受けました。日本学術振興会特別研究員に採用し、奨学金を辞退したとして、業績に記載しても構いませんか



修士課程においての日本学術振興会の採用に関する業績については、修士課程においては奨学金貸与満了となり、奨学金を辞退するという項目を満たしていません。ただし、一貫制博士課程において、博士前期相当の期間である2年次に特別研究員採用内定を受け、3年次進学前に奨学金を辞退した場合には、特に優れた業績に該当します。

Q-15

修士課程在学時に京都大学大学院教育支援機構が実施する機構SPRINGプログラムあるいは機構次世代AIプログラムに進学前採用枠に合格しました。民間財団等が公募している競争的資金を獲得すること同等と判断して、特に優れた業績として記載しても構いませんか。



修士課程においての上記2プログラムに関する業績については、修士課程においては奨学金満了となり、奨学金を辞退するという項目を満たしていません。また、一貫制博士課程においても、本学においては現時点で上記2プログラムを民間財団等が公募している奨学金と同等に扱ってはいませんので、業績に記載することはできません。

3. (修士課程・博士課程) 返還免除内定者について

Q-16

返還免除内定者として認定を受けています。返還免除申請を行う必要がありますか。



返還免除内定者においても、返還免除申請を行う必要があります。なお、返還免除内定者については、返還免除内定者であることが業績の一つとなりますが、その他の業績を含めて総合的な判定を行いますので、該当する業績については記載してください。

Q-17

返還免除内定者として認定を受けていますが、今年度末が最短修業年限となりますが、最短修業年限で修了できずに次年度も在学することになりました。返還免除内定者として申請はできますか？



返還免除内定者は、最短修業年限で課程を修了することが、返還免除内定者として、返還免除申請できる条件となります。このため、修業年限内で課程を修了しない場合には、返還免除内定者として返還免除申請を行うことはできません。ただし、今年度内に貸与期間が終了する場合で該当する業績をあげている場合には他の学生と同様に返還免除申請を行うことはできますが、所属する研究科等を含めた学内の選考に諮ることになります。この場合には、返還免除内定者と異なり、返還免除されることが確約されているわけではありません。

Q-18

返還免除内定者として認定を受けていますが、今年度末に研究指導認定退学することになりました。返還免除内定者として申請はできますか？



研究指導認定退学者は、修業年限内で学位を取得できていないので、返還免除内定者として返還免除申請を行うことはできません。ただし、今年度内に貸与期間が終了する場合で、該当する業績（博士課程においては、「博士課程業績評価に関するガイドライン」を満たす必要あり）をあげている場合には他の学生と同様に返還免除申請を行うことはできます。この場合には、返還免除内定者と異なり、返還免除されることが確約されているわけではありません。

Q-19

返還免除内定者として認定を受けていますが、課程途中で奨学金を辞退することになりました。返還免除内定者として申請することはできますか？（例：2024年4月博士課程入学・第一種奨学金貸与 2025年9月第一種奨学金辞退 2027年3月博士課程修了予定）



返還免除内定者が、課程修了前に辞退等する場合、その後最短修業年限で課程修了見込みがある場合には、返還免除内定者として申請を行うことができます。なお、返還免除申請ができるのは貸与期間が終了する月が属する年度のみとなります。上記の例で、2026年度に返還免除申請を行うことはできません。

Q-20

返還免除内定者として認定を受けていますが、課程途中で退学することになりました。返還免除内定者として申請することはできますか？（例：2024年4月博士課程入学・第一種奨学金貸与 2024年4月～2026年3月 2026年3月博士課程退学）



返還免除内定者が、退学する場合、学位を取得できていませんので、返還免除内定取消となります。ただし、該当する業績をあげている場合には他の学生と同様に返還免除申請を行うことはできます。この場合には、返還免除内定者と異なり、返還免除されることが確約されているわけではありません。

Q-21

返還免除内定者として認定を受けていますが、傷病の影響により、最短修業年限で修了することができませんでした。この場合においても、返還免除内定者として、申請することはできませんか



返還免除内定者として認定を受けている者が、災害、傷病、感染症（新型コロナを含む）の影響、その他やむを得ない事由により、最短修業年限内で課程修了できない場合には、内定者として申請できる場合があります。所属する研究科教務掛にご相談ください。

Q-22

返還免除内定者として認定を受けていますが、指定されている業績をあげることができませんでした。返還免除の申請はできませんか



返還免除内定者については、返還免除内定者であること自体が業績となります。このため、該当する課程を修業年限内で修了することができるのであれば、返還免除内定者として、返還免除申請することはできます。

Q-23 返還免除内定者としての認定を受けていますが、休学期間があります。この場合、当初の修業年限で修了しませんが、返還免除内定者として申請できますか



修了期が休学期間分だけ延長する場合には、問題ありません。

(例1) ○博士課程 2022年4月入学 休学前の最短修了：2025年3月 休学期間：2024年10月～2025年3月 修了時期：2025年9月

(例2) ×博士課程 2022年4月入学 休学前の最短修了：2025年3月 休学期間：2024年11月～2025年3月 修了時期：2025年9月

例1は、休学期間分6ヶ月の期間だけ延長された2025年9月に修了しているため、内定者として返還免除申請可能

例2は、休学期間分5ヶ月の期間だけ延長された2025年8月に修了していないため、内定者としての返還免除申請は不可

返還免除内定は取消となりますが、該当する業績をあげている場合には返還免除制度に申請自体は可能です。

4. 博士後期課程支援プログラム (SPRING等について)

Q-24 博士課程に2022年4月に進学し、2022年度から第一種奨学金の貸与を受けていますが、2023年4月より京都大学大学院支援機構が実施する「京都大学科学技術イノベーション創出フェロシップ事業」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム)に採択されています。また、2024年4月～2025年3月まで休学しており、今年度が貸与終了年度となります。この場合、返還免除申請はできますか？



2023年度(令和5年度)以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」(本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェロシップ事業(以下同様))、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム)、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」(京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム)の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。ただし、今回の場合は2022年度に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことができます。

Q-25 博士課程に2023年4月に進学し、2023年4月より京都大学大学院支援機構が実施する「京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採択されていますが、2023年4月より第一種奨学金の貸与を受けています。この場合、返還免除申請はできますか？



Q-23のとおり、2023年度（令和5年度）以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。今回の場合は2023年度に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことはできません。

Q-26 博士課程4年制に2022年4月に進学し、2022年4月より京都大学大学院支援機構が実施する「京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採択されていましたが、2023年度末に上記プログラムの支援が終了しました。このため、2024年4月より、第一種奨学金の貸与を受けていますが、この場合、返還免除申請はできますか？



Q-23のとおり、2023年度（令和5年度）以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。対象外となる案件は、併給だけに限らず、貸与期間と上記プログラムの支援期間の重複してうるかの有無は問いません。今回の場合は2023年度以降に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことはできません。

Q-27 博士課程に2023年4月に進学し、2023年度から第一種奨学金の貸与を受けており、かつ**返還免除内定を受けています**。2024年4月より「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）または国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代A1人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代A1プログラム）の支援を受けています。この場合、返還免除申請を行うことができますか



Q-23のとおり、2023年度（令和5年度）以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代A1人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代A1プログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。2023年度以降第一種奨学金に採用され、返還免除内定者となった場合においても、上記プログラムの支援を受けた場合には返還免除内定取消となり、返還免除申請は行うことはできません。

Q-28 一貫制博士課程に2022年4月に進学し、2022年4月より第一種奨学金の貸与を受けていますが、2024年4月に3年次に進学し「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）または国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代A1人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代A1プログラム）の支援を受けています。この場合、返還免除申請を行うことができますか



Q-23のとおり、2023年度以降（令和5年度）に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代A1人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代A1プログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。今回の場合は2023年度に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことはできません。

5. 教員になった者に対する返還免除制度（教員免除制度）

Q-29

教員になった者に対する返還免除制度（以降、「教員免除制度」とします。）に応募を検討していますが、通常の返還免除制度も併せて申請することはできますか



教員になった者に対する返還免除を申請する場合には、通常の返還免除制度に申請することはできません。どちらか一方を選択して、申請してください。なお、申請後に変更等はありませんので、ご注意ください。

Q-30

学校インターンシップを受講し、学校等での実習を必要とする科目を修得し、専修免許状を取得しました。教員になった者に対する返還免除制度に申請できますか？



本学において、専修免許状の課程認定を受けている研究科・専攻に所属し、自身が所属する研究科・専攻で認定を受けている免許状を取得する必要があります。少なくとも、本学の場合、**文学研究科、教育学研究科、人間・環境学研究科、情報学研究科及び生命科学研究科に所属する学生以外は、研究科で課程認定を受けていないので、教員になった者に対する返還免除制度に申請することはできません。また、研究科単位・専攻単位で認定を受けている、免許状が異なります。**
下記のサイトから、所属する研究科・専攻が該当するかどうか、確認して下さい。
https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000108.html

Q-31

専修免許の課程認定を受けている文学研究科文献文化学専攻に所属していますが、中学校教諭専修免許状（社会）など、自身が所属している専攻以外の専修免許状を取得していますが、教員免除に対する返還免除制度に申請できますか？



申請できません。文学研究科文献文化学専攻で認められている専修免許状は、中学校あるいは高等学校の英語または国語のみです。申請者が所属している専攻で認められていない専修免許状を取得した場合には、研究科で課程認定を受けていても、教員になった者に対する返還免除制度の対象外です。

Q-32 専修免許の課程認定を受けている教育学研究科に所属していますが、中学校教諭専修免許状（国語）など、自身が所属している研究科以外の専修免許状を取得していますが、教員免除に対する返還免除制度に申請できますか？



申請できません。教育学研究科で認められている専修免許状は、中学校教諭専修免許状(社会)、高等学校教諭専修免許状(地理歴史)、高等学校教諭専修免許状(公民)のみです。申請者が所属している研究科・専攻で認められていない専修免許状を取得した場合には、研究科で課程認定を受けていても、教員になった者に対する返還免除制度の対象外です。

Q-33 専修免許の課程認定を受けていない理学研究科に所属していますが、情報学研究科において中学校教諭専修免許状(数学)の専修免許状を取得していますが、教員免除に対する返還免除制度に申請できますか？



申請できません。専修免許の課程認定を受けている研究科・専攻に所属し、その研究科・専攻で認定されている免許状を取得することが申請条件となります。

Q-34 専修免許状を取得していますが、大学院横断教育科目「学校インターンシップ」の単位を修得していません。教員になった者に対する返還免除制度に申請できますか？



申請できません。教員になった者に対する返還免除制度は、大学院において、学校等での実習を必要とする科目を修得することを義務付けしています。本学では、この該当科目が大学院横断教育科目「学校インターンシップ」となります。

Q-35 専修免許状の課程認定・専攻に属する研究科に所属していますが、2025年度中に貸与を終了しました。ただし、採用猶予申請を行い、2026年度まで採用猶予となる通知を受けています。今年度、教員になった者に対する返還免除制度に申請できますか？



申請できません。採用猶予申請は、2025年4月まで採用を猶予する場合に有効であり、2026年度までの採用猶予は対象外となります。

Q-36 専修免許状の課程認定・専攻に属する研究科に所属していますが、令和7年度貸与を終了しました。ただし、採用猶予申請を行い、2026年度4月まで採用猶予となる通知を受けています。今年度、教員になった者に対する返還免除制度に申請できますか。



申請できません。採用猶予申請は、2025年4月まで採用を猶予する場合に有効であり、2026年4月までの採用猶予は対象外となります。

Q-37 2026年4月には臨時的任用教員に採用となりますが、その後、正規教員に採用となる場合には、教員免除制度の対象となりますか



申請できません。あくまで、2026年4月に正規教員（雇用制限のない常勤教員）として採用されることが条件です。同様に、任期の定めのある雇用を経て、正規教員となる場合においても、教員免除の対象となりません。

Q-38 対象となる学校種以外の機関も運営する法人に2026年4月に常勤として入職し、4月1日時点では対象外の学校種の機関に配属されたものの将来的に対象の学校種の教員として在職することが予定されていますが、申請はできますか



申請できる可能性があります。この場合、募集案内や配属先は入職後に決定する旨や将来的に教員として採用される旨が記載されている書類が必要となります。

5. その他

Q-39 年度途中で退学あるいは在学しているが奨学金を辞退しており、奨学金の貸与を終えています。返還免除の認定結果が出る前に、返還期日（貸与終了後7ヶ月後）が到来しますが、どうすればいいでしょうか

↓

退学者について、6月までに返還期日が到来する場合には、「返還のてびき」記載の「奨学金返還期限猶予願」に「業績優秀者返還免除申請書」（写）を添えて、所属していた研究科等事務室に提出してください。なお、奨学金辞退後も在学している場合には、返還手続きの際にお知らせしている、「在学猶予」の手続きを行うことで、返還が猶予されます。

Q-40 第一種奨学金について、機関保証制度を選択しています。毎月の奨学金振込時には、機関保証料を控除されて振り込まれていましたが、返還免除者に認定された場合、この機関保証料はどうなりますか

↓

機関保証制度の加入者が全額免除となった場合は、保証料が一部返戻されます。半額免除の場合には、残額の返還を完了したのちに、保証料が一部返戻されることになります。また、本取り扱いについては、**実際に奨学生に奨学金が振り込まれていない「授業料後払い制度」においても、同様となります。**保証料の振込先は振替用口座（リレー口座）となります。なお、保証料の返戻は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行います。

Q-41 返還免除申請関係書類を提出後は、どのようになりますか

↓

申請書類については、大学内で厳正な審査を行い、日本学生支援機構へ推薦を行います。日本学生支援機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会での認定を経て、結果については大学へは7月上旬頃、申請者には2025年6月末時点でスカラネット・パーソナルで登録されている住所宛てに7月下旬頃に郵送される予定です。なお、返還免除者として認定された者については、スカラネット・パーソナルで確認できる予定です。また、大学内・日本学生支援機構内における審査内容・審査結果については通知されたもの以外については公開・開示していませんので、ご了承ください。